

指定居宅介護支援事業所みそのケアプラン運営規程

(事業の目的)

第1条 病気やけが等により、家庭において寝たきりまたはこれに準ずる状態にある者に対して、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービス計画の作成・居宅サービス計画の実現のための連絡調整を行い、介護サービスを適切に受けるための援助（居宅介護支援事業）を行う。

この事業は、介護保険法、老人保健法及び健康保険法等の基本理念に基づき、利用者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保及び向上を重視し、健康管理、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、在宅介護を推進し、快適な在宅介護が継続できるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定居宅介護支援事業所を、他の事業から独立して位置づけ、人事・財務・物品等の管理については、管理者の責任において実施することとする。

- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めることとする。
- 3 緊急の事態にも柔軟に対応できる体制を整備する。
- 4 介護支援専門員一人当たりの標準担当件数を概ね35件までとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：指定居宅介護支援事業所みそのケアプラン
- (2) 所在地：新潟市西区青山7丁目9番10号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 指定居宅介護支援事業所みそのケアプランに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：介護支援専門員を1名置く。
 - ・事業運営の管理について、適正な資質を有する者とする。
 - ・管理者は所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。
- (2) 介護支援専門員：管理者を含め1.0人以上の介護支援専門員を置く。
 - ・居宅サービス計画の作成に関する業務を担当する。
- (3) 事務職員を配置することができる。

(営業日及び営業時間)

第5条 指定居宅介護支援事業所みそのケアプランの営業日及び営業時間は、事業者医療法人社団 仁和会聖園病院職員就業規則に準じて、定めるものとする。

- (1) 営業日：通常月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日、8月13日、12月30日から1月3日までを除く
- (2) 営業時間：午前8時45分から午後5時15分までとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容)

第6条 居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成は、事業所に所属する介護支援専門員が行う。
- (2) 居宅サービス計画の提供に際しては、次の事項に留意・配慮する。

- ①計画作成に先立ち、利用者に対して地域の指定居宅サービス事業者等の内容、料金などの情報を適正に提供する。
- ②利用者の課題分析にあたっては、その有する能力や、現に提供を受けている指定居宅サービス、その置かれている環境などの評価を通じ、利用者の現に抱えている問題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことを前提として行う。
なお、課題分析は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うこととし、面接に先立ち、面接の趣旨や目的を十分に説明し、理解を得るようにする。
- ③利用者や家族の希望や、課題分析の結果把握された課題に基づき、地域における指定居宅サービス提供の体制を勘案し、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点などを盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。
これを、原案に位置づけられた居宅サービスの提供担当者を招集して行われる会議において、各担当者からの専門的意見を聴取し、指定居宅サービス計画の原案を修正する。
- ④ ③により作成された居宅サービス計画については、その種類、内容、利用料及び保険給付の可否などについて利用者及び家族に対して十分に説明を行い、文書により同意を得ることとする。
- ⑤居宅サービス計画は、主治の医師の意見を尊重するほか、認定審査会の意見に沿って作成することとする。
- ⑥指定居宅サービスの提供が特定の時期又は特定の種類若しくは特定の事業者に限ることなく、計画的に指定居宅サービスが提供されるよう考慮する。
- ⑦利用者の生活全般を支援するという観点から、介護給付対象サービスのみならず、保険給付対象外サービスの保健医療サービスや、ボランティアなどによるサービスの利用も、努めて盛り込むよう配慮する。
- (3) 居宅サービス計画を作成し、指定居宅サービスの提供を実行した以降においても、利用者及びその家族、居宅サービス事業者との連携を密に行い、必要に応じてサービス計画の変更、居宅サービス事業者との連絡調整など便宜を図ることとする。
また、利用者が介護保険施設等への入所を希望し、又は居宅での日常生活の継続が困難と認められるに至ったときは、介護保険施設への照会など便宜を図ることとする。
- (4) 居宅介護支援の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に対し理解しやすいよう説明することとする。

(利用者の相談を受ける場所)

第7条 指定居宅介護支援事業所相談室で行う。ただし、利用者の希望により、利用者の居宅等においても行う。

(利用する課題分析票の種類)

第8条 T A I 方式

(サービス担当者会議開催場所)

第9条 指定居宅介護支援事業所相談室で行う。ただし、利用者の希望により、利用者の居宅、居宅介護サービス事業者等の事務室等を用いる。

(居宅訪問頻度)

第10条 介護サービス計画を作成し、これに従って介護サービスの提供がなされた後概ね1週間以内に、サービス提供状況及びサービス変更の必要性などを確認するために訪問を行う。
これ以降は、利用者の容体が安定しており、かつ介護サービスが計画に従って順調に提供

されている場合、介護サービスの目標の達成を確認できるような頻度で訪問する。
なお、これに関わらず利用者の容体や介護サービスに対する希望、要介護等に変動があった場合は、要介護者の状態を把握できるよう、必要性に応じて訪問頻度を高めるものとする。

(利用料その他の費用の額)

- 第11条 指定居宅介護支援（法定代理受領サービスの場合）を提供した場合、利用料は徴収しない。
- 2 指定居宅介護支援（法定代理受領サービスでない場合）を提供した場合、指定居宅介護支援の規定に基づいた居宅介護サービス計画費を徴収する。
 - 3 居宅介護支援に要した交通費は徴収しない。
 - 4 上記の徴収については、明細の明らかな領収書を発行する。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業実施地域は新潟市西区及び中央区とする。

(虐待の防止のための措置)

- 第13条 指定居宅介護支援事業所みそのケアプランは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備するものとする。
 - (3) 虐待防止のための職員に対する研修を定期的を実施するものとする。
 - (4) (1) から (3) までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。
- 2 指定居宅介護支援事業所みそのケアプランは、虐待が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第14条 指定居宅介護支援事業所みそのケアプランは、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。
- 2 職員は業務上知り得た秘密を保持する。
 - 3 指定居宅介護支援事業者は、提供した居宅介護支援について利用者から苦情があったときは、迅速、適切かつ誠実に対応し、必要な措置を講じることとする。
 - 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人社団仁和会が定めるものとする。

附則 この規程は平成12年4月1日から実施する。

改正 平成15年6月6日
改正 平成19年4月1日
改正 平成26年4月1日
改正 平成27年4月1日
改正 平成27年8月1日
改正 平成30年4月1日
改正 令和6年3月1日